

## 看護の基準及び入院時食事療養について

### 【看護の基準】

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

すべての一般病棟（精神病棟を除く）では、看護職員1人当たりの受け持ち入院患者数は各勤務帯を平均して7人以内で従事しています。

また、精神病棟は、看護職員1人当たりの受け持ち入院患者数は各勤務帯を平均して10人以内で従事しています。

従いまして、患者さんのご負担による付添看護は認められていません。

なお、患者さんの病状などによっては、医師の許可を得たうえで、ご家族の方が付き添うことができます。

### 【入院時食事療養】

当院は、入院時食事療養の届出に係る食事（管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で）を提供しています。

### 【入院時食事療養—選択メニュー—】

当院では、あらかじめ定められた日に、あらかじめ提示するメニューから、お好みの食事を選択することができます。このサービスについては、特別な自己負担はありません。